

報告書の趣旨

愛知県がん対策推進条例（以下、「条例」という。）は、平成 24 年 10 月、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的として制定されました。

同条例第 16 条第 2 項では、「県は、毎年、がん対策に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定めており、この規定に基づき、平成 28 年度のがん対策に関する施策の実施状況をとりまとめました。